



島根県報

平成29年 9 月12日 (火)

第 2,937 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	(障がい福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(")	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の所在地の変更	(")	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(")	3
指定施業要件の変更予定保安林	(森林整備課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	(中小企業課)	3

【特定調達公告】

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の 実施	(水産課)	5
--	-------	---

告 示**島根県告示第502号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成29年 9 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
太陽薬局西川津店	松江市西川津町1204	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
石原薬局	出雲市平田町991-1	育成医療 更生医療	平成29年 9 月 1 日
株式会社山藤薬局浅利支店	江津市浅利町209番地 3	精神通院医療	平成29年 9 月 1 日

島根県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年 9 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ウェルネス薬局出雲駅北店	出雲市駅北町1番	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
ウェルネス薬局大庭店	松江市大庭町1803-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
とも薬局渡橋店	出雲市渡橋町380-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
オリーブ薬局	松江市東出雲町錦新町一丁目7番 17号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
あだかえ薬局	松江市東出雲町出雲郷115-17	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 9 月 1 日
かわつ薬局	松江市西川津町4098番地	育成医療 更生医療	平成29年 9 月 1 日

精神通院医療

島根県告示第504号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成29年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関			自立支援医療の種類	変更年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
フリーダム古志薬局大庭店	松江市宇竜谷土地区画整理事業地区内12街区1号	松江市大庭町1805-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年8月24日

島根県告示第505号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成29年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
門脇 俊	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成29年8月31日
林田 健志	形成外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成29年8月31日

島根県告示第506号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成29年9月5日農林水産省告示第1402号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 9 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや大田長久店 島根県大田市長久町長久イ282-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

名称	備考
みしまや大田店	

(変更後)

名称	備考
みしまや大田長久店	平成26年2月18日変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日 (株) みしまやに吸 収合併
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 スズエ	平成26年2月18日入 店
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	平成26年2月18日入 店
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	平成26年2月18日入 店
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	平成26年2月18日入 店

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成29年 8 月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年 9 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 整備期間

平成29年11月6日（月）から同年12月15日（金）

(4) 引渡場所

請負造船所岸壁

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与

させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5 車両船舶類」、中分類「(2) 船舶」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県漁業取締船「せいふう」の航行区域内にあり、かつ、「せいふう」の基地港である七類港（島根県松江市）から海上距離で200マイル以内にドックを有していること。
- (8) 総トン数125トン以上の軽合金製船舶を出入架し得る能力を有していること。
- (9) ドライドック（乾ドック）を有していること。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県農林水産部水産課 漁業管理グループ
電話番号（0852）22-5315 ファックス番号（0852）22-5929
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成29年9月12日（火）から同年10月23日（月）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。
なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。
- (3) 入札説明会
必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、平成29年9月26日（火）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。
- (4) 入札書の提出期限等
ア 提出期限 平成29年10月27日（金）午前10時まで
イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成29年10月26日（木）午後5時までに到着していること。
ウ 提出場所 島根県松江市殿町1番地
島根県農林水産部水産課 漁業管理グループ
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年10月27日（金）午前10時30分から
イ 場所 島根県庁会議棟1階 第2会議室（島根県松江市殿町1番地）

4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。
- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当すると認められた場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、平成29年10月13日（金）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required : Interim inspection and servicing of Fisheries Patrol Vessel "Seifu" , complete set

(2) Deadline for bid : 10 : 00 AM, October 27, 2017 (Friday)

Applications accepted in-person or by mail

Applications by mail must arrive at the address below by 5 : 00 PM, October 26, 2017 (Thursday)

(3) Contact : Shimane Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Department Fisheries Division, 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone : 0852-22-5315 Fax : 0852-22-5929